

大分市中小企業者等物価高騰対策支援金 募集要項

この支援金は、物価高騰の影響を受け、仕入れに係る費用が増加している中小企業者等に対して、事業の継続を支援するものです。

1. 交付対象者

交付対象者は、以下の「(1)要件」をすべて満たし、「(2)対象外事業者」のいずれにも該当しない者とします。

(1) 要件

以下の①～③のすべての要件を満たす中小企業者・個人事業主等が対象です。

- | |
|--|
| ① 大分市内に事業所を有すること |
| ② 令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の売上額に占める仕入れ額の割合が、前年同期と比較して3%以上増加していること |
| ③ 令和3年10月1日以前から事業を営み、及び支援金の交付の申請の日以後も事業を営む意思を有していること |

※上記申請要件を満たしていない者の申請書類については、受付できませんので、後日返却します。

※「事業所」とは、経済活動の場所的単位であって、「①経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること」「②経済活動が、人及び設備によって、継続的に行われていること」を備えているものをいいます。具体的には工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものです。

●中小企業者等とは

下表に該当する中小企業者等のことをいいます。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業（旅行業を除く）	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※会社以外の法人も給付対象となる場合があります。ただし、組合もしくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上表のいずれかに該当する個人または法人であることが必要です。

● 「常時使用する従業員」とは

事業者と雇用契約を交わしている方です。ただし、以下の方は「常時使用する従業員」に含めないものとします。

- ①会社役員（ただし、従業員との兼務役員を除く）
- ②個人事業主本人（専従者(家族従業員)を除く）
- ③パートタイム労働者で以下に該当する者
 - ・日々雇い入れられる者
 - ・2か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・「1日または1週間の労働時間」および「1か月の所定労働日数」が、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員の4分の3以下である者

(2) 対象外事業者

以下に該当する者は対象外です。

- ① 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- ② 政治団体
- ③ 宗教上の組織又は団体
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤ 次に掲げる補助金の交付の対象となっている者
 - ア 大分市認定農業者等肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和4年7月28日施行）の規定による大分市認定農業者等肥料価格高騰対策事業費補助金
 - イ 大分市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和4年9月22日施行）の規定による大分市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金
- ⑥ 大分市漁業者事業継続支援事業費補助金交付要領（令和2年12月22日施行）第3条第1項に規定する漁業者（同項各号のいずれかに該当する者に限る。）
- ⑦ 対象仕入額が、法人にあつては20万円未満、個人にあつては5万円未満である者
- ⑧ 次のいずれかに該当する事業を営む者
 - ア 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）
 - イ 性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業（風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）
 - ウ 公序良俗に反する事業その他支援金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

⑨ その他市長が適当でないとする者

2. 給付額

給付額は以下のとおり。

- ・法人 20万円
- ・個人事業主 5万円

※申請は1事業者につき1回限りです。

※事業所単位の申請ではありません。

3. 要件確認方法について

要件である「令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の売上額に占める仕入額の割合が、前年同期と比較して3%以上増加していること」の確認方法は以下のとおりとします。

(1) 仕入額の定義等

① 「仕入額」の考え方

仕入額とは、売上に直接関係する費用で、販売目的の商品や原材料等の購入費用のことであり、確定申告書などで原材料費、仕入金額に分類されるものです。

◆ 「売上に直接関係する費用」の具体例

● 購入した材料を加工して、販売する場合の原材料費

例…製造業における製品の原材料費

建設業における建設物の原材料費

製造業（印刷業）における製品の原材料費（紙等）

● 購入した燃料を使って機械を動かすことで事業の目的が達成され売上を得る場合の燃料費

例…運輸業・郵便業（道路貨物運送業）における運送車両の燃料費

生活関連サービス業、娯楽業（一般公衆浴場業）における給湯器の燃料費

生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業）における洗濯に使用する燃料費

● 購入した商品を、そのまま販売する場合の商品購入費

例…小売業における販売商品の購入費

● 購入した食材を調理し、消費者へ提供する場合の食材購入費

例…飲食業における料理等の食材等購入費

(2) 割合の計算方法

売上額に占める仕入額の割合の計算方法については、小数第3位を切り捨てるものとします。また、前年同期の割合の計算方法についても、同様とします。

また、割合については、令和3年と令和4年のそれぞれで算出することとし、前年同期と比較して3パーセント以上増加している場合には、交付対象者の要件を満たしているものとして判断します。

4. 交付申請手続き

(1) 申請受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年4月28日（金）まで

(2) 提出書類（法人）

①	支援金交付申請書（様式第1号）
②	法人税確定申告書別表一の写し（1枚） および法人事業概況説明書の写し（両面） ※直近の事業年度分のもの ※收受印があるものに限る。電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出
③	令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※法人事業概況説明書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
④	令和3年における「③」と同じ期間の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※法人事業概況説明書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
⑤	振込先口座の通帳等の写し（通帳を1ページ開いた部分） ※カナ名義が分かるもの
⑥	大分市内の事業所の所在が確認できる書類 （上記書類で事業所所在地がわかる場合は不要） ※会社のパンフレット、事業に必要な許可証（営業許可証等）の写しなど
⑦	売上額・仕入額計算表

(3) 提出書類 (個人事業主)

①	支援金交付申請書 (様式第1号)
②	令和4年の確定申告書第一表の写し(1枚) または所得税青色申告決算書の写し(1.2頁目) ※確定申告がまだお済みでない場合は令和3年分でも可 ※收受印があるものに限る。電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出 ※確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税申告書」の写しを提出
③	令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※青色申告決算書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
④	令和3年における「③」と同じ期間の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※青色申告決算書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
⑤	振込先口座の通帳等の写し (通帳を1ページ開いた部分) ※カナ名義が分かるもの
⑥	大分市内の事業所の所在が確認できる書類 (上記書類で事業所所在地がわかる場合は不要) ※会社のパンフレット、事業に必要な許可証 (営業許可証等) の写しなど
⑦	売上額・仕入額計算表

(4) 申請方法

①窓口申請 印鑑、必要書類一式を受付場所にご持参ください。 (受付場所) 大分市役所 本庁舎9階 (受付時間) 9時から17時15分 (土日祝日を除く) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。申請受付開始時は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。 ※申請期限は 令和5年4月28日(金) 17時15分です
②電子申請 市ホームページより申請できます。 ※申請期限は 令和5年4月28日(金) 23時59分です
③郵送申請 下記の送付先へ必要書類一式をご提出ください。 (送付先) 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市商工労政課 中小企業者等物価高騰対策支援金担当宛 ※申請期限は 令和5年4月28日(金)の消印有効です

※提出された申請書類は返却いたしません。必ずご自身で写しをとっておいてください。

(5) 申請手続きの流れ

- ①申請書類が届き次第、受付処理
- ②申請書類の内容を審査
- ③書類に不備がなければ、支払手続きを行う
- ④指定された口座へ入金

※申請書類の不明点や書類不備等がありましたら電話にて連絡します。

※不備等がなければ受付処理後、4週間程度での入金を予定です。

※申請開始当初は書類審査に時間を要するため、4週間以上かかる場合があります。

(6) 審査・交付決定

提出書類の審査が完了したのものから順に結果を通知します（大分市中小企業者等物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）を送付します。）。

交付決定には、1カ月～2カ月程度かかる場合があります。

申請内容の不備等がある場合、事務局から電話等でお知らせさせていただきます。追加資料の提出や修正対応をお願いします。

支援金交付決定通知書（様式第2号）の通知後に口座に支援金を振り込みます。なお、振込を行った連絡はいたしません。

※振込先口座の名義人は、申請者（法人または個人事業主）と同じ名義人にしてください。

特に法人で申請される場合は、法人名義の口座であることが必要です。申請者名と異なる名義の口座に振り込む場合には、委任状の提出が必要となります。

5 その他

(1) 個人事業者から法人化した場合の提出書類

申請時点では法人であるが、仕入額等を比較する月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合には、「法人設立届出書」または「個人事業の開業・廃業届出書」を提出してください。法人化したことが確認できた場合には、個人事業者の際の仕入額等と、法人化後の仕入額等を比較できるものとしします。

(2) 申請に際しての注意事項

①支援金関係

申請内容に不備があり、大分市が定める期日までに、その不備が修正されない場合、支援金は交付されません。

また、支援金交付後、「支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき」「法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき」「偽りその他不正

の手段により支援金の交付を受けたとき」は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあり、当該取消しの部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めます。

②帳簿の備付け（関係書類の保存）

支援金の交付の決定を受けた者は、支援金の交付の申請に係る書類及び帳簿を整備し、当該申請をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存する義務があります。

③個人情報・法人情報の利用

以下のことを同意のうえ、申請してください。

- ・支援金の交付を受けるため大分市が必要と認めた場合は、税関係情報の記録を調査すること
- ・大分市が必要に応じて、警察に照会することがあること。また、照会で確認された情報は、今後、大分市と行う他の契約における確認に利用すること
- ・虚偽等が判明した場合は支援金の交付決定の取消し及び返還請求を受けることがあることを理解し、当該請求を受けた場合には、これに異議を述べず、速やかに従うこと
- ・申請の審査過程において、大分市が必要に応じて、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、国、県、保健所、警察署、税務署等の公的機関に対して、申請情報を提供し、照会すること
- ・大分市が実施する「大分市認定農業者肥料等価格高騰対策事業」「大分市畜産飼料価格高騰対策事業」に係る補助対象者情報及び「大分市漁業者事業継続支援事業」における支援の対象となる漁業者の情報を照会するため、各事業の担当課へ申請者情報を提供し、照会すること
- ・国、県、保健所、警察署、税務署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、大分市が支援金の申請情報を提供すること

<お問い合わせ>

大分市中小企業者等物価高騰対策支援金コールセンター

電話番号：0120-984-436

開設期間：令和5年1月20日（金）～令和5年5月10日（水）

開設時間：9時から17時15分（土日祝日を除く）

※ 審査状況をお問い合わせいただいても完了時期や審査結果、支給時期はお伝えできません。